

## 農林水産業元気再生戦略推進会議設置要綱

## (趣旨)

第1条 「農林水産業活性化推進本部」において策定した「第3次農林水産業元気再生戦略」の効果的な推進を図るため、農林水産業元気再生戦略推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 第3次農林水産業元気再生戦略の具体的な活動の展開に関すること
- (2) その他農林水産業の活性化に必要な事項に関すること

## (組織)

第3条 推進会議は、別記に掲げる者をもって構成する。

- 2 会長は山形県農林水産部長を、副会長は山形県農業協同組合中央会参事及び山形県森林組合連合会代表理事常務、山形県漁業協同組合専務理事をもって充てる。

## (会議)

第4条 推進会議の会議は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会長は、必要があるときには、会議に関係者を出席させることができる。

## (振興班等)

第5条 推進会議は、第2条第1項に規定する戦略の具体的な活動の展開を図るため、分野毎に振興班等を置くことができる。

- 2 振興班等の組織運営については、会長が別に定める。

## (事務局)

第6条 推進会議の事務を処理するため、事務局を山形県農林水産部農政企画課に置く。

## (補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

- |     |                          |
|-----|--------------------------|
| 附 則 | この要綱は、平成22年7月28日から施行する。  |
| 附 則 | この要綱は、平成24年1月31日から施行する。  |
| 附 則 | この要綱は、平成24年10月16日から施行する。 |
| 附 則 | この要綱は、平成25年8月30日から施行する。  |
| 附 則 | この要綱は、平成26年6月4日から施行する。   |
| 附 則 | この要綱は、平成27年2月17日から施行する。  |
| 附 則 | この要綱は、平成28年2月3日から施行する。   |
| 附 則 | この要綱は、平成28年8月18日から施行する。  |
| 附 則 | この要綱は、平成29年5月10日から施行する。  |
| 附 則 | この要綱は、平成29年11月10日から施行する。 |

## 別記

所 属	職 名	氏 名
一般社団法人山形県農業会議	副会長	五十嵐 直太郎
山形県農業協同組合中央会	参事	後 藤 雅 喜
山形県農業法人協会	会長	平 田 勝 越
山形県森林組合連合会	代表理事常務	渡 邊 真 司
山形県漁業協同組合	専務理事	田 村 勇 次
山形県食品産業協議会	事務局長	高 橋 武
全国農業協同組合連合会山形県本部	副本部長	長谷川 直 秀
山形県土地改良事業団体連合会	専務理事	大 浦 直 司
山形県農業共済組合	参事	会 田 勝 雄
山形県商工会議所連合会	常任理事	富 田 博
山形県商工会連合会	会長	小野木 覺
公益社団法人山形県観光物産協会	専務理事	佐 藤 嘉 高
公益財団法人やまがた農業支援センター	専務理事	阿 部 清
山形県地域営農法人協議会	会長	開 沼 雅 義
山形県農林水産部	部長	白 田 洋 一
山形県村山総合支庁	産業経済部長	山 川 秀 秋
山形県最上総合支庁	産業経済部長	大 石 稔
山形県置賜総合支庁	産業経済部長	橋 本 仁
山形県庄内総合支庁	産業経済部長	木 村 和 浩

農林水産業元気再生戦略推進会議設置要綱 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 「農林水産業活性化推進本部」において策定した「第3次農林水産業元気再生戦略」の効果的な推進を図るため、農林水産業元気再生戦略推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第3次農林水産業元気再生戦略の具体的な活動の展開に関すること</p> <p>(2) その他農林水産業の活性化に必要な事項に関すること</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 推進会議は、別記に掲げる者をもって構成する。</p> <p>2 会長は山形県農林水産部長を、副会長は山形県農業協同組合中央会参事及び山形県森林組合連合会代表理事常務、山形県漁業協同組合専務理事をもって充てる。</p> <p>(会議)</p> <p>第4条 推進会議の会議は、会長が必要に応じて招集する。</p> <p>2 会長は、必要があるときには、会議に関係者を出席させることができる。</p> <p>(振興班等)</p> <p>第5条 推進会議は、第2条第1項に規定する戦略の具体的な活動の展開を図るため、分野毎に振興班等を置くことができる。</p> <p>2 振興班等の組織運営については、会長が別に定める。</p> <p>(事務局)</p> <p>第6条 推進会議の事務を処理するため、事務局を山形県農林水産部農政企画課に置く。</p> <p>(補則)</p> <p>第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>附 則 この要綱は、平成22年7月28日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成24年1月31日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成24年10月16日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成25年8月30日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成26年6月4日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成27年2月17日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成28年2月3日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成28年8月18日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成29年5月10日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成29年11月10日から施行する。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 「農林水産業活性化推進本部」において策定した「第3次農林水産業元気再生戦略」の効果的な推進を図るため、農林水産業元気再生戦略推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第3次農林水産業元気再生戦略の具体的な活動の展開に関すること</p> <p>(2) その他農林水産業の活性化に必要な事項に関すること</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 推進会議は、別記に掲げる者をもって構成する。</p> <p>2 会長は山形県農林水産部長を、副会長は山形県農林水産部次長及び山形県技術戦略監(兼)農林水産部次長をもって充てる。</p> <p>(会議)</p> <p>第4条 推進会議の会議は、会長が必要に応じて招集する。</p> <p>2 会長は、必要があるときには、会議に関係者を出席させることができる。</p> <p>(振興班等)</p> <p>第5条 推進会議は、第2条第1項に規定する戦略の具体的な活動の展開を図るため、分野毎に振興班等を置くことができる。</p> <p>2 振興班等の組織運営については、会長が別に定める。</p> <p>(事務局)</p> <p>第6条 推進会議の事務を処理するため、事務局を山形県農林水産部農政企画課に置く。</p> <p>(補則)</p> <p>第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>附 則 この要綱は、平成22年7月28日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成24年1月31日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成24年10月16日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成25年8月30日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成26年6月4日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成27年2月17日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成28年2月3日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成28年8月18日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成29年5月10日から施行する。</p>

## 別記

所 属	職 名	氏 名
一般社団法人山形県農業会議	副会長	<u>五十嵐 直太郎</u>
山形県農業協同組合中央会	参事	後 藤 雅 喜
山形県農業法人協会	会長	平 田 勝 越
山形県森林組合連合会	代表理事常務	渡 邊 真 司
山形県漁業協同組合	専務理事	田 村 勇 次
山形県食品産業協議会	事務局長	高 橋 武
全国農業協同組合連合会 山形県本部	副本部長	長谷川 直 秀
山形県土地改良事業団体連合会	専務理事	大 浦 直 司
山形県農業共済組合	参事	会 田 勝 雄
山形県商工会議所連合会	常任理事	富 田 博
山形県商工会連合会	会長	小野木 覺
公益社団法人山形県観光物産協会	専務理事	佐 藤 嘉 高
公益財団法人 やまがた農業支援センター	専務理事	阿 部 清
<u>山形県地域営農法人協議会</u>	会長	<u>開 沼 雅 義</u>
山形県農林水産部	部長	白 田 洋 一
山形県村山総合支庁	産業経済部長	山 川 秀 秋
山形県最上総合支庁	産業経済部長	大 石 稔
山形県置賜総合支庁	産業経済部長	橋 本 仁
山形県庄内総合支庁	産業経済部長	木 村 和 浩

## 別記

所 属	職 名	氏 名
一般社団法人山形県農業会議	副会長	<u>三 浦 伸 一</u>
山形県農業協同組合中央会	参事	後 藤 雅 喜
山形県農業法人協会	会長	平 田 勝 越
山形県森林組合連合会	代表理事常務	渡 邊 真 司
山形県漁業協同組合	常務理事	田 村 勇 次
山形県食品産業協議会	事務局長	高 橋 武
全国農業協同組合連合会 山形県本部	副本部長	長谷川 直 秀
山形県土地改良事業団体連合会	専務理事	大 浦 直 司
山形県農業共済組合	参事	会 田 勝 雄
山形県商工会議所連合会	常任理事	富 田 博
山形県商工会連合会	会長	小野木 覺
公益社団法人山形県観光物産協会	専務理事	佐 藤 嘉 高
公益財団法人 やまがた農業支援センター	専務理事	阿 部 清
山形県農林水産部	部長	白 田 洋 一
<u>山形県農林水産部</u>	<u>次長</u>	<u>沼 澤 好 徳</u>
<u>山形県農林水産部</u>	<u>技術戦略監(兼)次長</u>	<u>須 藤 佐 藏</u>
山形県村山総合支庁	産業経済部長	山 川 秀 秋
山形県最上総合支庁	産業経済部長	大 石 稔
山形県置賜総合支庁	産業経済部長	橋 本 仁
山形県庄内総合支庁	産業経済部長	木 村 和 浩